

いばらき

茨城町国民健康保険加入の方へ **医療費が高額になったとき**

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額（下表）を超えた分が高額療養費として支給されます（該当する方には申請書を送付しますので、申請してください）。

自己負担限度額（月額）

【70歳未満の方】

所得区分		3回目まで	4回目以降
上位 所得者	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等のことです。

※過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が下がります。

【70歳以上75歳未満の方】

所得区分		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% (4回目以降 140,100円)	
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% (4回目以降 93,000円)	
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% (4回目以降 44,400円)	
一般 (課税所得145万円未満等)		18,000円 (8月~翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 (4回目以降 44,400円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯)		8,000円	15,000円

※課税所得とは、住民税課税所得のことです。

※過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目からは限度額が下がります。

病院窓口での支払いを自己負担限度額までにするには、「限度額適用認定証」が必要です

次の方は、限度額適用認定証の交付を受けていれば、病院窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります。



- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯)の方

【申請に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・来庁する方の身分証明書（運転免許証等）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分）
- ・世帯主からの委任状（別世帯の方が来庁する場合）

※住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

※70歳以上75歳未満の方で一般または現役並み所得者Ⅲの方は、保険証兼高齢受給者証を医療機関等に提示することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。詳しくは保険課へお問い合わせください。

※国民健康保険税に滞納がある方は、交付できません。



安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）